

令和6年度「登録海上起重基幹技能者講習」及び「登録海上起重基幹技能者更新講習」に関する助成金制度(厚生労働省)のご案内

一般社団法人 日本海上起重技術協会

1. 助成金の名称：人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース(経費助成・賃金助成)）
2. 支給対象者：中小建設事業主（雇用保険料率 18.5/1,000 の中小建設事業主）
3. 要件等
  - (1) 中小建設事業主が受講料を負担して雇用する建設労働者に当該講習を受講させた場合
  - (2) 受講者は雇用保険の被保険者である建設労働者（船員保険加入者は対象外）

4. 助成額

講習の種類及び受講料	助成額（受講者1人） (雇用保険被保険者数20人以下)	助成額（受講者1人） (※雇用保険被保険者数21人以上)
<p>「登録海上起重基幹技能者講習」</p> <p>受講料 58,300円(税込み)</p>	<p>① 経費助成・・・43,725円 (58,300円の3/4)</p> <p>② 賃金助成・・・17,100円 (8,550円×2日)</p> <p>助成額①+②=<b>60,800円</b></p> <p>*受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の賃金助成<b>9,405円</b></p> <p>*助成額は100円未満切り捨て</p>	<p>※受講者の年齢35歳以上の場合</p> <p>①経費助成・・・26,235円 (58,300円の9/20)</p> <p>③ 賃金助成・・・15,200円 (7,600円×2日)</p> <p>助成額①+②=<b>41,400円</b></p> <p>*受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の賃金助成<b>8,360円</b></p> <p>*助成額は100円未満切り捨て</p>
<p>「登録海上起重基幹技能者更新講習」</p> <p>受講料 28,600円(税込み)</p>	<p>① 経費助成・・・21,450円 (28,600円の3/4)</p> <p>② 賃金助成・・・8,550円 (8,550円×1日)</p> <p>助成額①+②=<b>30,000円</b></p> <p>*受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の賃金助成<b>9,405円</b></p> <p>*助成額は100円未満切り捨て</p>	<p>※受講者の年齢35歳以上の場合</p> <p>①経費助成・・・12,870円 (28,600円の9/20)</p> <p>③ 賃金助成・・・7,600円 (7,600円×1日)</p> <p>助成額①+②=<b>20,400円</b></p> <p>*受講者が建設キャリアアップシステム技能者情報登録者である場合の賃金助成<b>8,360円</b></p> <p>*助成額は100円未満切り捨て</p>

- ・オンライン講習は、経費助成の対象になりますが、賃金助成の対象にはなりません。
- ・※の受講者の年齢が35歳未満の場合の経費助成率は、**7/10**となります。
- ・生産性要件を満たした事業主に対しては、賃金助成の助成金が増額加算されます。詳しい内容については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

## 5. 支給手続

### ○ 支給申請は、講習終了日の翌日から原則2ヶ月以内に申請を行う必要があります。

「人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））支給申請書（建技様式第3号）」及び「受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）」並びに「添付書類」を都道府県労働局又はハローワークに提出してください。（支給申請書の裏面に「添付書類」が記載されています。）

なお、「登録海上起重基幹技能者講習」について書類提出の際、当協会発行予定の「修了証」（写）は添付出来ない旨を担当者に説明してください。（理由：講習試験合格者の発表が12月上旬を予定しており、合格者に対して発行する「修了証」は1月に発送予定のため支給申請期限までに間に合いません。）

### ○ 助成金の支給申請には、受講者について当協会（実施団体）の受講証明が必要です。

#### <別紙記載例参照>

- (1) 講習終了後、「受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書（建技様式第3号別紙1）」の①受講者名簿の受講者氏名欄に受講者氏名を記入した書類（別紙の記載例参照）及び返信用封筒（返送先住所等を記載し、84円切手を貼ってください。）を同封して当協会に郵送してください。
- (2) 当協会が③-1及び③-2について記入、押印し、また、支給申請に必要な受講料の領収書を一緒に送付します。

受講証明の送付先

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-3-8 ユースビル8階

一般社団法人 日本海上起重技術協会（担当：鈴木） TEL03-5640-2941

- ・「人材開発支援助成金」に関するご質問等については、都道府県労働局若しくはハローワークにお尋ねください。

#### <参考>

1. 申請用紙は、「厚生労働省」のホームページに「人材開発支援助成金」に関する申請用紙が掲載されています。  
また、協会ホームページよりダウンロードして使用することが出来ます。
2. 当協会が実施している「海上起重作業管理技士講習」及び「海上起重作業管理技士更新講習」は、当該助成金制度の対象ではありません。

<「登録海上起重基幹技能者講習」の記載例>

(建技様式第3号別紙1)

赤字の箇所を記入願います。

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書

① 受講者名簿										②建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳				③-1受講証明				
No.	35歳未満※1	受講者氏名	CCUS※2	所属事業所名	雇用保険被保険者番号	雇用保険料率(1000分の)	下請名簿番号	資本金・出資総額(円)	常用労働者数(人)	建設業許可番号	受講日数(日)	助成対象日数(日)	申請額(助成対象日数×助成日額単価)(円)	※算定額(円)労働局記載欄	実施年月日	実施時刻 上段：開始時刻 下段：終了時刻	学科時間	実技時間
1		海上 太郎		㈱日本海上起重											:			
2		"		"											:			
3		海上 次郎		㈱日本海上起重											:			
4		"		"											:			
5															:			
6															:			
7															:			
8															:			
9															:			
10															:			
										合 計								

※1：（雇用保険被保険者が21人以上の中小建設事業主のみ）訓練開始日において35歳未満である者に○を記入してください。  
なお、35歳未満の者とは訓練開始日が35歳の誕生日の前々日である者です。

※2：建設キャリアアップシステム（CCUS）技能者情報登録者は○を記入してください。

<p>所属する建設事業主団体が技能実習を実施した場合又は登録教習機関等に委託して技能実習を実施した場合は③-1及び③-2を訓練実施機関が記入し証明をしてください。その際、裏面の2の(5)のロの(ii)について、確認してください。 事業主自ら技能実習を実施した場合は事業主が③-1を記入してください。③-2の記入は必要ありません。</p>	③-2 受講証明	※備考
	<p>労働局長</p> <p>上記の者は、当社（団体）が実施した技能実習の受講者であり、上記の受講日（時間）の数を受講したものであること及びカリキュラム全体の時間数の7割以上の時間を受講したことを証明します。 また、裏面の2の(5)のロの(ii)について、同意します。</p> <p>証明年月日 年 月 日</p> <p>実施機関名</p> <p>代表者氏名</p> <p>連絡先電話番号</p>	

(注) この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照してください。

<「登録海上起重基幹技能者更新講習」の記載例>

赤字の箇所を記入願います。

(建技様式第3号別紙1)

受講者名簿及び人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース（経費助成・賃金助成））の助成金支給申請内訳書

① 受講者名簿										②建設労働者技能実習コース（賃金助成）の助成金支給申請内訳				③-1受講証明				
No.	35歳未満※1	受講者氏名	C C U S ※2	所属事業所名	雇用保険被保険者番号	雇用保険料率(1000分の)	下請名簿番号	資本金・出資総額(円)	常用労働者数(人)	建設業許可番号	受講日数(日)	助成対象日数(日)	申請額(助成対象日数×助成日額単価)(円)	※算定額(円)労働局記載欄	実施年月日	実施時刻 上段：開始時刻 下段：終了時刻	学科時間	実技時間
1		海上 一郎		㈱日本海上起重												:		
2		海上 二郎		㈱日本海上起重												:		
3		海上 三郎		㈱日本海上起重												:		
4																:		
5																:		
6																:		
7																:		
8																:		
9																:		
10																:		
										合計						:		

※1：（雇用保険被保険者が21人以上の中小建設事業主のみ）訓練開始日において35歳未満である者に○を記入してください。  
なお、35歳未満の者とは訓練開始日が35歳の誕生日の前々日である者です。

※2：建設キャリアアップシステム（CCUS）技能者情報登録者は○を記入してください。

所属する建設事業主団体が技能実習を実施した場合又は登録教習機関等に委託して技能実習を実施した場合は③-1及び③-2を訓練実施機関が記入し証明をしてください。その際、裏面の2の(5)の口の(ii)について、確認してください。 事業主自ら技能実習を実施した場合は事業主が③-1を記入してください。③-2の記入は必要ありません。	③-2 受講証明	※備考
	労働局長 上記の者は、当社（団体）が実施した技能実習の受講者であり、上記の受講日（時間）の数を受講したものであること及びカリキュラム全体の時間の7割以上の時間を受講したことを証明します。また、裏面の2の(5)の口の(ii)について、同意します。 証明年月日 年 月 日 実施機関名 代表者氏名 連絡先電話番号	

(注) この内訳書に記入するときは、裏面の注意事項を参照してください。